

坂戸市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項及び坂戸市監査基準に基づく監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年1月25日

坂戸市監査委員 野村 康
同 柴田 文子

1 監査の実施期日及び対象

監査の実施期日	監 査 の 対 象
令和5年12月15日	市民生活課、中央公民館、千代田公民館、 入西地域交流センター、北坂戸公民館
令和5年12月19日	大家公民館、城山公民館、浅羽野公民館、三芳野公民館、 勝呂公民館

2 監査事項

令和5年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、関係法令に則り適正、かつ効率的に行われているかについて監査を行ったが、その内容は概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき点については、監査執行の際口頭で述べたが、今後とも適正な執行に努められたい。